改正学校教育法・国立大学法人法の施行と学内規則改正について

先の通常国会で学校教育法と国立大学法人法が改正されたことを受けて、文部科学省は、文部科学省高等教育局長及び研究振興局長通知（26 文科高第 441 号）を出すなど、改正法の施行日である平成 27 年 4 月 1 日までに各国立大学が、改正法の趣旨を踏まえた内部規則や運用の総点検・見直しを行なうよう、圧力を強める動きを見せている。

文部科学省のこのような動きの中には、法律を踏み越えた内容が含まれている。それは特に、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」（26 文科高第 411 号、平成 26 年 8 月 29 日発出）に出てくる「ステークホルダー」という、法律の文言にない表現の用法から明らかである。この表現は日本語では「利害関係者」に当たるとされるが、大学で学問が営まれるのは利害関係者に対する顧慮によるものでは本来全くない。学問は本来どこまでも学問的探究の対象が何であるかによって規定されるものであり、その対象をより正確に把握すること、その意味での真実・真理の探究こそが学問の本質である。憲法 23 条が保障する学問の自由に基づいて学問的営為が営まれる中で大学が「学術の中心」（学校教育法 83 条）を成すということを、今回の法改正が少しも変更していない以上、大学がステークホルダーを顧慮して学問を言わば委託研究のように営むかのごとく述べる文部科学省の説明は全くおかしい。学校教育法 83 条 2 項が「大学は（中略）その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と正しく述べるとおり、大学がいわゆるステークホルダー（むしろ「社会」）を顧慮するべき時点は、学問的成果が得られたあとである。学問的営為自体は、断じて「利害関係者」への顧慮によって歪められてはならない。

このような基本的認識に鑑みて、このたび文部科学省の後押しによって進められようとしている学内規則改正に当たっては、以下の諸点が留意されるべきだと我々は考える。

⑴各部局の教授会は、憲法 23 条が保障する自由な学問的営為の主体である個々の専門家を集めた、各々専門家集団だと言ってよい。よって、そのような専門家集団たる教授会の役割を局限することは、学問それ自体の軽視につながりかねず、さらに、自由な学問的営為自体の圧殺にすらつながりかねない。大学で営まれる学問が高度の専門性を持つものでなければならない以上、当の大学が専門家集団を軽視することは自殺行為だと言ってよい。以上に鑑みて、学内規則改正に当たっては、今回の法改正を踏まえつつも、教授会の役割が尊重されるよう配慮がなされるべきである。

⑵上でその本質について述べた学問の中心的担い手である大学が、企業や役所といった他の様々な組織と類を異にする独特な組織であることは明白である。例えば大学における研究は、営利事業化を目的として行なわれる企業内での研究とは当然性格が異ならざるをえない（青色 LED の開発にかかわる今般の日本人 3 人のノーベル物理学賞受賞にも、この点は明確に反映されている）。よって学内規則改正に当たっては、安易に営利経営的な手法を導入しようとする人物でなく、独特な組織である「大学に関し広くかつ高い識見を有するもの」（国立大学法人法第 20 条）こそが学長選考会議や経営協議会の構成員に選ばれるよう、配慮がなされるべきである。

⑶北海道大学のような総合大学では、各部局がそれぞれ独自の動きを示すことこそが多様な学問分野の発展にとって好ましく、それを無理やり特定の方向へと統制することは益よりも害が遙かに大きい。学長は、今回の法改正によって権限が強化されるとはいえ、現総長が既にそのとおり行なっておられるように、学内の総意をとりつけて大学運営を行なうほうが良く、学内規則改正に当たってもその点が留意されるべきである。そして当然、学内の総意を確認する意味で、学長選考の際には意向投票が実施され、その結果が選考の際の重要な参考資料となることが望ましい。

2014 年 10 月 27 日

北海道大学教職員組合執行委員会